

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 金融商品取引法施行令  
規制の名称： 大量保有報告制度の見直し  
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部署： 金融庁企画市場局企業開示課  
評価実施時期： 令和3年5月27日

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

大量保有報告制度において、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものと定められた一定の基準（以下「短期大量譲渡」という）に該当する場合には、最近 60 日間の全ての譲渡について、その「相手方及び対価に関する事項」を当該変更報告書に記載しなければならないこととされており（以下「短期大量譲渡報告」という）、短期大量譲渡に該当するかどうかの判断基準は、株券等保有割合の変動のみに着目したものとなっていた（以下「本制度」という）。  
このような短期大量譲渡の取扱いは、事前評価時、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時、本制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたが、当該規制緩和後も、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、当該規制緩和がなされなかった場合は、同様に、規制の趣旨に鑑みて過剰である状態が継続していたものと考えられる。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、本制度は規制の趣旨に鑑みて過剰であるから、当該規制緩和の必要性は認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時において、本制度の下では、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず、形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当することにより、その「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならないようなケースが発生するとされていたところ、本件規制緩和後は、このような場合は「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、当該ケースに当てはまる者にとって「短期大量譲渡報告」が必要か否かの確認が不要となり、その費用が減少するとともに、変更報告書における記載事項が減少し、変更報告書の提出に要する費用が減少すると想定されていた。

なお、当庁が、大量保有報告書等の提出件数が多い複数の金融機関に対してヒアリングを行ったところでは、短期大量譲渡報告の提出に要する費用は、平均約 21,000 円であった。そのため、本件規制緩和により、提出が不要となった短期大量譲渡報告 1 通につき、平均約 21,000 円の遵守費用が減少していると推計される。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、本件制度について特段の費用は発生しないとされていた。  
事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

## ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

本件規制緩和により、現実には譲渡を行っていない場合には「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、現実には譲渡を行っていないにもかかわらず形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当することによりその「相手方及び対価に関する事項」を変更報告書に記載しなければならないような、規制の趣旨に鑑みて過剰な負荷が解消され、事前評価時に想定されたとおりの効果が発生している。

なお、本件規制緩和の対象となる譲渡を現実には行っていないにもかかわらず、形式的に「短期大量譲渡」の基準に該当する場合としては様々な想定が有り得るため、これについての具体的な件数を抽出することは困難であるものの、本件規制緩和の前年である平成 26 年の 1 年間に提出された短期大量譲渡報告の件数は 333 件に対し、本件規制緩和後の平成 28 年の 1 年間で提出された短期大量譲渡報告の提出件数は 315 件と、提出件数に若干の減少が見られた。

## ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

本件規制緩和により、現実には譲渡を行っていない場合には「短期大量譲渡」の基準に該当しなくなるため、規制の趣旨に鑑みて過剰な負荷がかかる状態が解消されていると考えられ、事前評価時で予測した便益と乖離はない。

なお、前述のとおり、短期大量譲渡報告の提出に要する費用は、平均約 21,000 円であったところ、本件規制緩和の前年である平成 26 年の 1 年間に提出された短期大量譲渡報告の件数 333 件と比較し、本件規制緩和後の平成 28 年の 1 年間に提出された短期大量譲渡報告の提出件数は 315 件となっていることから、本件規制緩和により提出が不要となった短期大量譲渡報告の件数を両者の差分の 18 件と仮定する。このような仮定の下では、本件規制緩和により、両者の差分である 18 件×約 21,000 円の約 378,000 円の便益が発生するものと推察される。但し、本件規制緩和が行われた平成 27 年においては、大量保有報告規制について他の法令改正も行われていたところ、上記差分から、本件規制緩和以外の法令改正の影響分を除くことは困難であると考えられる。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本件規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用は減少している一方、一定の短期大量譲渡報告の提出が不要となるといった便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。

よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。